

調査等の実施に関する事務の委託等の運用について

平成 25 年 12 月 13 日

消費者庁 消費者安全課長

宗林 さお

独立行政法人国民生活センター商品テスト部長

鎌田 環



消費者安全調査委員会（以下、「調査委員会」という。）及び消費者庁消費者安全課事故調査室（以下、「事故調査室」という。）は、独立行政法人国民生活センター商品テスト部（以下、「商品テスト部」という。）に、消費者安全法第 25 条に基づき事故等原因調査等に係る調査又は研究の実施に関する事務の一部を委託する場合又は事故等原因調査等の実施に係る事前の情報収集のための実験・分析若しくは商品テスト等を依頼するときは、下記のとおり運用する。

記

- 1 調査委員会及び事故調査室は、商品テスト部に対して、消費者安全法第 25 条第 1 項に基づく事故等原因調査等に係る調査又は研究の実施に関する事務の一部を委託する場合は、別添様式 1 のとおり文書で依頼を行う。

【参考】消費者安全法（抜粋）

第二十五条 調査委員会は、事故等原因調査等を行うため必要があると認めるときは、当該事故等原因調査等に係る調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。

2 前項の規定により事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により事務の委託を受けた者又はその役員若しくは職員であって当該委託に係る事務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

- 2 調査委員会及び事故調査室は、商品テスト部に対して、事故等原因調査等の実施に係る事前の情報収集のための実験・分析若しくは商品テスト等を依頼するときは、別添様式 2 のとおり文書で依頼を行う。

- 3 調査委員会及び事故調査室は、商品テスト部に対して、商品テスト部に所属する職員の専門的知見に基づく助言を求めるときは、別添様式3のとおり文書で依頼を行う。
- 4 前3条の事務を遂行するに当たり、商品テスト部の職員は次の事項を遵守することとし、事故調査室で定期的に確認を行う。
 - (1) 当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - (2) 当該事務に関する資料・情報等を適切に管理・保管する。
 - (3) 当該事務の結果得られたデータ等を、当該事務の目的以外に使用しようとする場合には、事前に事故調査室に相談する。
 - (4) 当該事務により得られた個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護の関する法律（平成十五年法律第五十九号）等を遵守し、その取扱いには十分注意する。
 - (5) 当該事務の実施にあたっては、事故調査室の担当職員と十分に協議する。
- 5 第1条から第3条までの依頼に関し、本書に取り決めのない事項については、事故調査室と商品テスト部が別途協議して定めるものとする。

(別添様式 1)

平成 年 月 日
事務連絡

独立行政法人国民生活センター
商品テスト部長 殿

消費者庁消費者安全課事故調査室長

消費者安全法第 25 条第 1 項に基づく事故等原因調査等に係る調査又は
研究の実施に関する事務の一部の委託について（依頼）

消費者安全法第 25 条第 1 項に基づき、下記のとおり、事故等原因調査等に係
る調査又は研究の実施に関する事務の一部を委託します。

記

- 1 件名
- 2 目的
- 3 実施内容
- 4 スケジュール
- 5 事故調査室の担当職員

以上

(別添様式2)

平成 年 月 日
事務連絡

独立行政法人国民生活センター
商品テスト部長 殿

消費者庁消費者安全課事故調査室長

実験・分析、商品テスト等の実施について（依頼）

消費者安全調査委員会が行う事故等原因調査等に係る事前の情報収集のため、
実験・分析、商品テスト等下記のとおり依頼します。

記

- 1 件名
- 2 目的
- 3 実施内容
- 4 スケジュール
- 5 事故調査室の担当職員

以上

(別添様式3)

平成 年 月 日
事務連絡

独立行政法人国民生活センター
商品テスト部長 殿

消費者庁消費者安全課事故調査室長

専門的知見に基づく助言について（依頼）

貴部所属する職員の専門的知見に基づく助言をいただくよう、下記のとおり
依頼します。

記

- 1 件名
- 2 目的
- 3 事故調査室の担当職員

以上